

# 有価証券報告書の訂正報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

新ダイワ工業株式会社

(E01664)

# 目 次

【表紙】	1
1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	2
第4 【提出会社の状況】	2
3 【配当政策】	2
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	3

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 中国財務局長

**【提出日】** 平成20年7月29日

**【事業年度】** 第47期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

**【会社名】** 新ダイワ工業株式会社

**【英訳名】** Shindaiwa Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 浅本 泰

**【本店の所在の場所】** 広島市安佐南区大塚西六丁目2番11号

**【電話番号】** 082(849)2001(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 尾和茂治

**【最寄りの連絡場所】** 広島市安佐南区大塚西六丁目2番11号

**【電話番号】** 082(849)2001(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 尾和茂治

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第47期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 3 配当政策

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 3 【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主のみなさまへの利益還元を重要な経営方針のひとつに位置付け、剰余金の配当につきましては、配当性向30%程度を目処といたしますが、業績や戦略的な投資環境等も斟酌のうえ、分配可能額の範囲内で実施することを基本といたします。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行なうことができる旨を定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当のほか、定款に基づき、別途基準日を定めて配当を実施いたします。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績等を踏まえ、1株につき4円の配当とさせていただきます。

内部留保資金については、需要を先取りした新商品の開発等、技術に優位性のある事業に有効投資し、グループ全体での事業の拡大・経営基盤の強化に努めていく考えであります。

なお、当社は中間配当を行なうことができる旨を定めております。

（後略）

（訂正後）

当社は、株主のみなさまへの利益還元を重要な経営方針のひとつに位置付け、剰余金の配当につきましては、配当性向30%程度を目処といたしますが、業績や戦略的な投資環境等も斟酌のうえ、分配可能額の範囲内で実施することを基本といたします。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行なうことができる旨を定めております。

当社の剰余金の配当回数に関する基本方針は、平成20年12月1日に株式会社共立との経営統合による持株会社設立を控えており、現段階においては決まっておりません。持株会社設立後、持株会社における利益配分に関する基本方針を策定のうえ、決定する予定であります。なお、定款において、別途基準日を定めて配当を行なうことができる旨を定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績等を踏まえ、1株につき4円の配当とさせていただきます。

内部留保資金については、需要を先取りした新商品の開発等、技術に優位性のある事業に有効投資し、グループ全体での事業の拡大・経営基盤の強化に努めていく考えであります。

なお、当社は中間配当を行なうことができる旨を定めております。

(後略)

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(5) (省略)

(6) 自己の株式の取得

(省略)

(7) 株主総会の特別決議要件

(省略)

(8) 剰余金の配当等

(省略)

(訂正後)

(1)~(5) (省略)

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨を定款で定めております。

(7) 自己の株式の取得

(省略)

(8) 株主総会の特別決議要件

(省略)

(9) 剰余金の配当等

(省略)